

令和7年●月吉日

事業主様

### 資格確認書の送付について

平素より当健康保険組合の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年12月2日に被保険者証（以下「保険証」）は廃止され、医療機関等を受診する際は、保険証利用登録をしたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」）によりオンラインで資格確認を行う仕組みとなっています。

また経過措置として利用が可能であった保険証についても、令和7年12月1日に経過措置期間は終了し、その後の利用はできなくなります。

既にマイナ保険証の利用が原則となっているところではございますが、マイナ保険証の利用登録がされていない方に対しては資格確認書を送付いたしますので、ご多用の中、大変恐縮ではございますが、対象者への配付につきましてご理解とご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

#### ■資格確認書とは

・やむを得ずマイナ保険証の利用ができない方に対し、有効期限を定めて交付するものです。

※マイナ保険証での資格確認が原則であるため、資格確認書は例外的な位置付けのものです。

#### ～お願い～

- 保険証の経過措置期間が令和7年12月1日で終了となるため、今回お送りした資格確認書は、11月中に対象者へ配付していただきますようお願いいたします。
- 今回お送りした方を含め、引き続き、マイナ保険証未登録者に対しては利用登録促進に努めていただきますよう、ご理解ご協力をお願いいたします。